

関東大震災と保険金騒動 (16)

— 政府対枢府 —

Fire Insurance Troubles after the Great Earthquake of Kantoh

田村 祐一郎*

Yuichiro Tamura

大正13年2月下旬から3月上旬にかけて被保険者集団の運動は猛烈を極め、それに押されて清浦内閣はにわかに火災保険金問題の解決について積極的姿勢に転じ、緊急勅令を含む一案を纏めた。しかし、枢密院は憲法に抵触するなどを理由に強硬に反対した。そのため清浦内閣は国庫剰余金の責任支出という奇手をひねり出し、ここに保険金騒動は一応の収束を見た。

キーワード：清浦内閣 枢密院 緊急勅令 責任支出

I. 序論

大正13年2月に被保険者集団がにわかに活動を再開すると、農商務省は問題解決に向けて積極的な姿勢に転じた。一方、火保協会は依然として受身の姿勢を崩さなかった。2月25日の臨時閣議で決定された政府案は、公債発行の緊急勅令案を含むために3月上旬に枢密院へ諮詢された。しかし、勅令案に対する枢府の姿勢は「險悪」であった。政府は枢密院から火保案を撤回し、剰余金から8千万円を責任支出するとの奇手を放った。その後は曲折を経るものの、さしもの火保問題は一応の収束を見ることになった。

本稿では、大正13年2月から3月上旬に至る火保問題を巡る状況を描く。この僅か数週間における事態の推移がこの騒動の性格を如実に物語ることを明らかにしたい。なお、文中の傍点および〔 〕内は断らない限り引用者のものである。◇は、原文が不鮮明で読み取れない箇所である。

II. 政府対枢府

1. 大蔵省対農商務省

大正13年早々に清浦首相は東京実業組合連合会副会長阿部吾市に火保問題について「対案は未だ」であるが、「単り保険契約者ばかりでなく一般救済の意味において解決すべきである」と語った。何気なく言ったように見えるが、問題解決の方向に関して含意は重大であった。問題の解決

は、火保単独でなく「一般救済の意味において」図る、すなわち被保険者だけでなく保険に加入し得なかったものも均しく救済すべきであるというのである [大朝 13.1.11]。

大蔵省は早くからこの方針に沿い、震災地の住民の生活安定と商工業の復旧のために「一日も早く永久的建築をなさしむる必要を認め」、公債発行による3億円をこの目的に融通するとの案を作成した。勝田蔵相は「現内閣は必ずしも前内閣の立案したものを採用する義務も無く」、白紙で臨むとの決意を示した [大朝 13.2.6]。調達する3億円は「建築助成資金」と「商工復興資金」に充当し、「保険会社を保護する必要が仮りに生じたとすれば其の保護救済策を講ずる事」にも充てる。つまり火保用の資金は3億円の中から配分される。「仮りに」がなかなか意味深長である。勝田蔵相によれば、前内閣の見舞金1割案ももとは会社の保護救済が目的でなく被保険者に「建築資金を供給し建築物の復旧を助成する事が其の目的であった筈」ではないか [大朝夕刊 13.2.19]。

農商務省は大蔵省案に同調した。しかし、被保険者の運動が功を奏したのか、農商務省は次第に独自案の樹立を迫られ、ここに両省間に「確執」が生じた。2月24日夜、大蔵省は省議を開き農商務案を辛辣に批判した [大朝夕刊 13.2.25]。

「農商務省案なるものは…会社 [作成] 案であって大蔵省の方針と相隔る事遠く且つ法律上不審の点多く松村商務局長の説明も十分でなく大蔵省側は農商務省の不誠意を非常に憤慨して居る」。

2月25日の臨時閣議でも、大蔵省は「頗る不満」であったが [国民 13.2.26]、結局は農商務案推進が決定される一方、大蔵案は特別議会にまわされた。建築助成および商工復興案と火保案では整合性がとれず、両省案に「非常な懸隔」が生じたからである。半面、大蔵省も「最近火保問題は漸く悪化の傾向あり、至急何とかこれは解決しなければならぬ事」は分っていた [萬朝報夕刊 13.2.27]。「融通遷延事情」に関する「大蔵当局の弁」がある [東日 13.2.27]。

「(1) 復興資金2億円融通案は火保の代案ともいふべきものであったのだから火保問題が解決した以上別に取急いで実施する要がない。

(2) 復興資金融通を急に実施するには勸興両銀行等の改正、公債発行及び損失補償に関する緊急勅令を發布せねばならぬのみならず責任支出を行はねばならぬ立憲政治下において議会の存する限りはかくの如き緊急勅令及び責任支出の頻発は最も慎まねばならぬ。

(3) まだ土地区画整理も行はれていないのに建築資金融通の如きを急施する必要はない。…

[以下、略]

大蔵省が農商務に譲歩した言い訳で、勝田蔵相の「面目丸潰れ」となった [東朝 13.2.26]。勝田蔵相は臨時議会で「有効なる方法は幾らもあるではないか」と田健治郎 [前蔵相] 案を無遠慮に批評したから [読売 12.12.18; 萬朝報 13.2.26]、それと「大同小異」と目された農商務案の承認には辛いものがあつた。蔵相と農相が所属する貴族院研究会は両者の確執をみて慌てて調停に乗り出し、大蔵省案が「火保案の犠牲」となったことを蔵相は「やっと納得」し、研究会も「安堵

した」〔東日 13.2.26,28〕。

2. 火保会社対農商務省

火保会社は受身に終始した。農商務省は2月17日に協会代表者に「会社側の成案を待っている」こと、例の3億円の中に火保対策用に1億8千万円を「留保」しているが、全額を貸し付けるとは限らず、さらに「2分の低利」では貸出できないと告げた〔東日 13.2.19〕。

火保協会の対応は各務鎌吉の帰京後に「着々具体的に進捗し」始めた。会社・政府間の駆け引きが続いた。各務は単独支払より政府援助金を得た方が多額の支払ができると松村局長を説いたが〔大朝 13.2.20〕、腹の中は見舞金の大部分を政府援助に頼る積りであった。一方、当局は協会には「誠意がない」と再三再四批判した。2月20日に「某閣僚」は、政府には問題解決へ助力する意思はあるが、協会の「誠意に基く具体案」を見ないうちは政府案を確定しないと強調した。「会社側が真実誠意さへあれば幾らも解決の途があるだらう」と協会の対応に苛立ちを隠さなかった〔大朝夕刊 13.2.21〕。政府は見舞金の大部分を会社に出させる積りであった。

ちなみに、この頃には前田農相の口吻が田前農相にそっくりとなった。協会が誠意をもって自主的に問題解決に当りさえすれば、政府は援助を惜しまないと。問題の愚劣さと複雑さと難しさ。それにも拘らず解決策を探らねばならないことが、「誰がやっても同じ」〔田前農相〕という状況を作り出し、前田農相を苛立たせた。

2月20日火保協会特別委員会が開催され、各務は勝田蔵相との会談顛末を報告し、「事茲に至っては急速に火保問題を解決するにあらざれば益被保険者は勿論一般市民の激昂を買ふの虞あるので」一兩日中に政府に解決を迫るべきである、その際各社1割程度を支払うとして「保険会社側の希望としては利子は2分とし償還を30箇年乃至50箇年の範囲とし自力出金は償還資金を失ふを以て見合せ全然政府よりの借入を以てこれに充つることとなった」〔大朝 13.2.21〕。翌日、各務は松村局長と中松課長を訪ね3時間にわたり陳情した。しかし、要求は拒否された。局長と課長は「交々」各務に語った〔大朝 13.2.22〕。

「一、当局は商工、建築その他復旧に要する助成資金融通を先決問題とするから1億8千万円と云ふが如き巨額の貸出しをなすことは出来ぬ殊に2分利50年償還と云ふ長期〔貸付〕は現下の財政状態では困難である

一、会社生存の基礎を危くせない範囲に於て出来る限りの支払をなさしむると雖も償還の見込みなき会社に貸出すことは出来ぬ」。

鶴見次官は会社案を酷評した。1割案には援助できないと言ってきたにも拘らず、「〔全社一律に〕1割出捐をなす為に政府の援助を求むることに定めたということは、これ等の経過に徴し私には信じられない」。協会がそれに拘れば「事態益々紛糾し解決を延引するもので、会社側は不誠意であると断ぜざるを得ない」〔東日 13.2.22〕。各務にすれば、もともと政府から1割案を持ち出

したであり、今更何を言うのか、解決策は政府が立てるべき、という想いがあったことであろう。

次にみるように、結局は政府が 8,000 万円を援助し、会社は一年分の保険料 400 万円を出すことで決着した。またまた政府は各務にしてやられたのである。

3. 農商務省案

(1) 概要

会社側にはいつもながら東西間に意見の相違があり、関東側には「暗中飛躍」があった。農商務省内でも「前田農相、鶴見次官、松村商務局長等悉く対火保意見を異にし火保側もこの去就に悩まされ」た〔東日 13.2.7〕。会議風景を伺うと、閣議や省議、省庁間会議などが何度も開かれて深夜に及ぶ長時間の論争を展開し、席上官僚が積極的に発言し、「属僚案にあらざる閣僚案」〔大朝 13.3.1〕が作られるなど現代とは様子が違う。当時の政策決定過程に不案内で、これが一般的であったか否か不明である。火保問題に複雑な…胡亂な…要素が数多く含まれたことを、会議風景は一部反映していると思われる。

閑話休題。被保険者の運動に押されて農商務省は漸く立ち上がった。1億8千万円を2%で借り10%支払うとの協会＝田案を、農商務省も大蔵省も峻拒し、次第に政府の意向に沿う「会社側の基礎案」が現れてきた。政府はその線に沿って対案を作り協会に提示した。それ故、実質的に政府と会社の合作であった。

2月25日臨時閣議に農商務案が政府案として提示され、前田農相が説明したが、援助の本質的方針、援助に関する法令手続、そして利率の3項について「各大臣の間に頗る議論沸騰」した〔読売 13.2.26〕。その内容は以下の通り〔東朝 13.2.26〕。

「前提条件

- 一、会社は自力出捐主義を基調とし社会政策的に実行すること。
- 二、会社は其財政能力に応じ5千円以内の小口被保険者〔に〕一割を支払ふこと。
- 三、会社は最高大口被保険者にも既に声明した自力出捐率を低下せざること。

援助条件

- 一、援助交付金額 8,000 万円。
- 二、最長納付年限 50 箇年。
- 三、納付加算利率 年利 4 朱〔4%〕。
- 四、免納最長期限（据置） 3 年」

政府案は「援助交付金」と称したが、実質は「貸付金」であった。各社は毎年定額を「納付」するから、援助交付金の返済義務を負っていた。「援助金」とされたのは商法適用除外とするためである。次の記事が簡にして要を得ている。

「政府援助の本質は経済上の性質に於て貸付制度と異ならず支出金の回収を確保し而も法律上

の性質に於て援助金（補助金交付の形式）と為し其出捐能力に応じ会社に交付してその債務たるを免れしめ政府が会社個々に就て調査する数字を基礎として定むる所の金額を会社より年賦的に逐年その利益処分金（利益なき時は損益勘定）から納付せしむることになって居る」〔東朝 13.2.26〕。

前田農相はかつて商法の適用除外とする変則案を採るべきでないと述べた。農相就任後も同趣旨を述べたことがある。しかし、結局、田案と実質的に同じ方法を余儀なくされた。違いは、田案では貸付金と称した上で商法の適用除外を法に明記し、前田案では援助金と称して貸付でないように偽装し、商法適用の回避を図った。この結果、朝野の批判者は前田案を田案と「大同小異」とこぞって批判を加えた。これは田健治郎には不本意であったのか、次の感懐を洩らしている〔読売 13.2.26〕。

「いかに巧妙な処置を執ったからとて結局報いられるものは批難より外にない」。

（2）社会政策的支払

農商務省調査では、罹災被保険額と件数は総額 14 億 2038 万円、総件数 26 万件。見舞金 10% とすれば、所要金額 1 億 4200 万円。政府が 8,000 万円を援助交付し、会社は 6,200 万円を自力出捐する。この時点では会社が 6,000 万円の「自腹を切る」と見られていた。実はそうでなかったために、後に「狡猾なる保険会社 自力出捐はたった 800 万円」と批難された〔大朝夕刊 13.2.27〕。

仕掛けは社会政策的支払にあった。農商務案では、各社が財務能力に応じて 5,000 円以下の小口被保険者に保険金額の 1 割を支払い、それ以上は金額の増大に伴い各社個々の逆累進率により累減する「社会政策的支払」を行う。5,000 円以下の被保険者に 1 割を支出すれば、総金額に比し僅かに 3 割の支払ですみ、件数では 8 割 5 分の「大多数者に均霑せしめ」る〔東朝 13.2.26〕。社会政策的支払によって政府は援助額を 1 億 8 千万円から最終的に 6 千万円、3 分の 1 に値切ることができた。ちなみに田案では全社が全被保険者に一律 10% を支払うことになっていたが、前田案では「被保険者側の立場から見れば…平均 4 分 5 厘弱となった」〔中外商業 13.2.28〕。

件数比 15%、金額比 70% を占める 5,000 円以上の大口契約には、会社が決める任意の金額でなく、「前提条件」の第三項「会社は最高大口被保険者にも既に声明した自力出捐率を低下せざること」とされた。「既に声明した」は、2 月 20 日会社と被保険者代表の会合の席上、被保険者側は各社重役に出捐金額を無理やり表明させたが、政府はこのときの会社側表明をもって「自力出捐率」としたのである。

（3）見舞金支払額と会社の償還財源

各社は政府から「援助金」の交付を受けて任意出捐金を被災被保険者へ支払う。実際には「貸付金」であり、各社は利子付きで返済する。返済金は「納付金」と称された。「納付」は税金以外

の形で政府に納めることを指す。政府案によれば、各社は利率4分、償還期限50箇年の条件内で借り入れる。援助金の総枠は8,000万円に限定される一方、借入限度額は各社ごとに異なる。「現金、預金、貸付金、有価証券、並に不動産中の貸事務所を目的とせる建物等の資産より生ずる年収[を]6分の[割で計算した全額の]半額相当額の21倍半」を限度とした〔満朝報13.2.26〕。営業損益でなく資産収益によって援助額は決まった。

資本収益が返済財源とされた理由は2月22日に各務松村会談で説明された〔大朝13.2.23〕。「資本収益は営業上の収益に比すれば殊更に著しい増減はなく且つ必ず或程度の収益を計上し得られるので会社側の償還を確実にしむるため特に変動なき資本収益に拠った」。変動しがちな営業収益よりも安定的な資本収益をもって返済させる方が、確実に回収できるとの趣旨である。資金回収が優先的に考慮されていた。

政府は納付金に関する方針を各社の定款に記載することを求めた。それには、納入金が株主配当に優先することや配当について予め主務官庁の認可を受けることなど重大な事項が盛り込まれた。この規定は商法の株主権を侵犯する恐れがあるので憲法第8条に基く緊急勅令が必要と判断された。この点が次の憲法第70条に基く公債発行に関する緊急勅令と相俟って、閣内と各省庁間で激論を呼び、枢密院との間で最大の争点となり、問題一段落ののちに多大の批判を招く一因となった。

借入金は貸借対照表に明示される。火保会社が政府から受け入れた資金が借入金であれば、多くの会社は即刻債務超過となる。この事態を回避するには、法的措置により借入金を簿外債務として処理するか、または貸借対照表に表示しなくて済むようにする外ない。田案は前者を執り、前田案は援助金と称して後者の道を取った。前者では立法行為を必要とすると解され、田案は法律案として臨時議会へ上程され、握り潰された。

前田案は憲法第8条¹⁾による緊急勅令に基いて商法の規定を回避しようとした。しかし、これは立法行為で議会の承認を必要とする。しかし、選挙中のことで議会まで数ヶ月あり、その間を被保険者は待たないであろう。清浦内閣が急いだのも、枢密院の「何故に議会を待てないのか」との疑問もここに関わっていた。政府と枢府の間では、被保険者運動のインパクトの受け止め方に関して当事者と第三者の差があった。もっとも、枢密院が了解したとしても、選挙後に議会がこの措置を事後条諾したとは思えない。議会で否決されれば緊急勅令が無効となり、納付金回収が困難になるとの最悪事態が生じていたかも知れない。

清浦内閣は憲法第8条による緊急勅令が難しいと判断してこの方向を捨てた。会社と政府の一般契約によるものとし、その契約について「命令書」を発するという措置を思いついた。手続きとしては、会社がまず任意出捐の「請願書」を提出し、各社別に政府の命令書に基く契約を結んで援助金を受け入れ、被保険者へ支払ったのち一定の据え置き期間を経て返済金を納入する。当時の報道を丹念に追っても、命令書の意義が筆者にはよく分からない。無論、この点も激しい批

判の的にされた。

(4) 政府の貸付財源

預金部の資金は貸付に限定され、利率も4分8厘以上とされており、「援助金」には使えない〔東日 13.3.6〕。剰余金には既に支出計画があり、政府の貸付財源は公債発行に限定された。これは憲法第70条²⁾により緊急勅令を必要とし、したがって枢密院に諮詢して承諾を得なければならなかった。

この点についても重大な疑義が生じた。2月26日法制局を中心に「関係当局者の連合協議会」が開かれた。援助金の性質と交付手続、納付金の性質と納付手続、会社破産の場合の納付金の措置、納付金については農商務大臣の命令書で可とする一方、援助金は多額にわたり公債発行を要するので緊急勅令によることなど、深夜まで審議しても結論が出ず、翌日に持ち越された。

2月27日臨時閣議で緊急勅令案が承認された。『東京日日』〔13.2.28〕によれば、経緯は以下の通りである。2月27日の閣議で論議された会社援助に関する緊急勅令案は三つあった。①憲法第70条による財政上の緊急処分に関する勅令案（公債発行に関する件）、②憲法第8条による立法事項に代るべき勅令案（援助金の交付及び納入金等に関する件）、そして③第一と第二を一括して一つの勅令案としたもの。閣議でどれをとるべきか審議された。第一の財政上の緊急処分は立法によらねばならぬが、第二の援助金交付と納入金の問題は現行法に例外規定を設けるのでない限り立法を必要としない。「ただ政府援助金の意義を明らかにし会社の納入金に対し確実性を帯びしめるに過ぎぬのである」から、緊急勅令の必要はないと解された。第一案の財政上の緊急処分に関してのみ緊急勅令案とすることに決した。この日の閣議で決定した緊急勅令案は2ヶ条よりなる簡単なもので、第1条は以下のようであった。

「第一条 政府は火災保険会社が火災保険の目的につき大正12年9月の地震のため直接又は間接に生じたる火災及びその延焼並にその消防又は避難に必要なし処分により損害を受けたる被保険者に対し保険金額の100分10以内に相当する金額を任意出捐する会社に対し援助金を交付するため8千万円を限り公債を発行し又はこれが繰替支弁のため借入金となすことを得」。

政府案に各所からコメントが寄せられた。率直に言えば、コメントの多くは政治信条による発言というより政府・閣僚との距離や立場の異同により、それに応じて同調的であったり批判的であったりした。研究会は問題の進捗状況に「頗る憂慮し一時は狼狽を極め」た〔東日 13.3.7〕。貴族院大河内正敏子爵は「今日の情勢上」8千万円の支出は「応急の措置としてやむを得ない」と政府案に賛同した〔東日 13.2.26〕。憲政会前代議士上山満之進は「言語道断」と非難した。商法の例外規定とする立法手段を免れようとして貸付金を援助金と言い換え、納入金と称して返還させることは「憲法の条章をくぐ〔る〕一種の誤魔化し案」に外ならない、「被保険者の示威的運動に脅威を受けて無理な解決を急速にはからんとするがためであって社会的乱調に基づいて不純な

解決をなさんとすれば将来永久にその禍根をのこすおそれがある」と警告した。菅原通敬は貸付利子4分と公債利子7分の差が「誰を益するかよく研究しよう」と述べた〔読売 13.2.26〕。政友会小川平吉は火保問題も商工資金問題も「速かに議会の協賛を要する故に政府が相当の理由なく議会を解散して協賛の機関を消滅せしめたと政府の大なる責任である」と批判し、また「補助金と名づけて貸借にあらずといふが如きは頗る牽強付会の説」と切り捨てた〔東日 13.2.27〕。反対派の多くは農相辞任だけでなく内閣総辞職を求めた。

4. 枢密院対政府

(1) 枢密院への諮詢

緊急勅令案は憲法第70条に関わるため枢密院の審議を経る必要があった。「枢密院」は1888年(明治21年)創設、第二次大戦後1947年(昭和22年)に廃止された。大日本帝国憲法では枢密院は天皇の最高諮問機関とされ、議長1名、副議長1名、顧問官24~28名によって構成された。国務大臣は顧問官として議席を有した。清浦奎吾は組閣直前まで第12代枢密院議長であった(1922.2.8-1924.1.7)。勅令案のときの議長は濱尾新³⁾、副議長一木喜徳郎⁴⁾。精査委員長穂積陳重⁵⁾は一木の次の副議長(1925.3.30-1925.10.1)、濱尾の次の第14代議長であった(1925.10.1-1926.4.8)。

臨時閣議には既に枢密院の反対の意向が伝わり、清浦首相は2月26日に前田農相ともども枢密院に濱尾、一木正副議長を訪ね、「政府側の意向を伝えて」諒解を求めた。2月27日濱尾議長が顧問官の意見を徴したところ、大多数は「今回の緊急勅令は無理があつて枢密院としては俄に賛同することが出来ない」と一致した。同日、今度は枢府正副議長が首相官邸を訪れ「言外に政府が火保問題の緊急勅令を上奏〔し〕諮詢の手續をとるに於ては枢密院の審議は頗る難関であらう」と述べ「政府の反省を促し」た。枢府では「相当議論は免れまい」とみられていた。

「元来火保問題は前内閣が復興特別議会に提案し重要な内閣の政策の一としてこれが遂行を期したにかかはらず議会は一部少数者の為に法律の命ずる範囲を越へ政府が純然たる商事行為に干与せんとするは失当であると共に若し被保険者を救済することが社会政策上の必要であるならば同時に他の一般罹災者にも及ぶべきである然らざれば社会政策上の見地からいっても全く意味をなさないと議論が起り該法案の組立ての不◇◇と相俟つて遂に否決の意味を以て衆議院において握り潰しとなったものである従つて枢府顧問官中には既に議会の重要な政治問題となった案件を現内閣が如何に被保険者等の熱心なる運動があるとはいへ軽々に議会の意思表示を無視し建築費の助成、商工業の復興資金融通等帝都の復興に最も必要な施設と切り離してひとり火保問題のみを緊急勅令により枢密院をしてこれを承認せしめこれが解決の全責任を負はさんとするは枢府として迷惑であるとの意見を有する向きもある」〔東日 13.2.27〕。

2月28日、政府は持ち回り閣議で勅令案を決定し直ちに上奏した。午前中に首相は再度枢密院

を訪問したが、枢府は依然強硬であった。2月29日、政府は上奏の裁可を得て枢府へ諮詢した。枢府は精査委員会を立ち上げ、穂積委員長と委員8名を任命した。3月2日、精査委員会の「下調会」が開かれたが、「枢府の形勢頗る険悪」であった〔大朝 13.3.3〕。

政府は首相や農相を先頭に「各方面の有力な伝手を辿って顧問官への懐柔運動に狂奔」した〔大朝夕刊 13.3.4〕。清浦首相は濫澤英一にまで枢府への運動を頼んだ⁶⁾。研究会の面々や憲政会頼母木、横山等の前代議士も枢府に陳情した。しかし、その扉は固く、通過は絶望視された。3月4日、枢府第1回精査委員会が開かれ、政府からも清浦首相以下関係閣僚が出席し、質疑を交わした⁷⁾。しかし、形勢は依然政府に厳しいものがあつた。3月5日第2回精査委員会でも事態に進展はなかつた。

前田農相の引責論や内閣総辞職が取沙汰された。枢府は否決について前田農相が責任を取る必要はないと認めた〔大朝 13.3.2〕。ちなみに、枢密院で議案が否決されれば内閣は総辞職をするとの規定はなく、総辞職の唯一の例は第一次若槻内閣のときのみであつた（1927）。

（2）精査委員会

3月4日午前10時、一方には枢密院正副議長、精査委員長と各委員、他方には清浦首相、前田勝田両相、その外関係閣僚、各省庁幹部が出席し、第1回精査委員会が開催され、午後5時まで激論が続いた。枢府側委員による質問と政府側の答弁が交わされたが、概ね政府には分が悪く、枢府を納得させることはできなかつた。

翌3月5日午前第2回精査委員会が開かれたが、大勢は既に決していた。同日午後枢密院は会議を開き、緊急勅令案の否決で意見一致を見たが、最終的な態度の決定を見送り、7日まで「政府に再考の余地を与える」こととした。同日夕、浜尾議長は清浦首相を訪問し、「政府案の通過頗る困難なる情勢にあるから政府は十分考慮せられては如何」と伝え、撤回その他の処置をとる余裕を与えた〔東日 13.3.6〕。

枢府の政府案への反対理由は「憲法の番人」という割には多岐にわたる。いま詳細にその議論を見る紙幅はなく、『東日』〔13.3.7〕の解説「今まで待つて何故待てぬ・火保解決案、完膚なし・枢府の反対理由様々」から二、三引用するに止める⁸⁾。

「震災直後最も急速なる解決を必要とした時期に於てさへなお且つ緊急処分によらずこれを立法事項として議会の開会を俟つて提案すべきものとせられたものが何故に既に半年を闊したる今日特に憲法第70条の非常事項と認定して財政上の緊急処分をしなければならぬのであるか…3ヶ月後には総選挙後の特別議会が召集せられる既に今まで待つことの出来た火保問題が何ゆえに更に3ヶ月間待つことが出来ないのであるかこれは実に不可解千万であるといはなければならぬ殊にこの3ヶ月を待つがためにだうして公共の安全を保持することができないのであるか」

「火保問題は東京及び横浜に於いて1月末に於て172件の訴訟となって居り地震約款の有効無効に就て司法の裁断を俟っている何故に斯る商事行為を司法の裁断を俟たず行政処分によって解決しなければならぬのであるか」

「被保険者は僅少な見舞金をもらったかばかりに将来保険率を上げられたのであるから永久に亘って多大なる損害をかうむりしかもそれが全国の被保険者に影響する」

「今回の火保解決案には列国会社は全然加はって居ない…此の結果若し列国会社が今回の解決に刺戟せられ自衛上我々も出捐するから援助金を交付して貰ひたいと申出でた場合政府は後でこれに対して財政上の緊急処分をなさなければならぬ訳であるが同一性質のものに対する憲法の非常事項による解決が二度三度び繰り返さるるやうなことがあっては大変である」

政府は、来議会を待てば支払が年末に及び、困窮した被保険者を放置できないと答えた〔東日13.2.29〕。しかし、清浦首相の次の反論は、被保険者の運動が大きく影響を及ぼしたことをむしろ率直に物語る⁹⁾。

「最近火保問題に対する被保険者の行動もすれば穏かならざるものあり加ふるに世論亦紛糾して民心漸く險悪に赴く兆あるを以て此際已むなく緊急勅令公布の方法によって山本内閣以来の問題を解決し度し」〔東朝13.2.27〕。

(3) 被保険者の運動

政府は被保険者運動の矛先を枢密院に向ける積りではと疑う顧問官がいた。某顧問官談として「誠に巷間伝ふるやうに被保険者等の運動を枢密院に差し向けやうとする内意があると云ふことが若し事実とするなら夫れこそ由々敷大問題で」、政府の責任を厳しく問うと述べた〔大朝夕刊13.3.5〕。内閣による緊急勅令案上奏の真意について顧問官の内には「是に依って以て同首相が外部の被保険者に対する誠意を装ひ以て枢密院に責任転嫁を図らうとするのではないかと迄疑って居るものがある」〔大朝夕刊13.3.5〕。枢密院も被保険者運動の鋒先が自らへ向かうことを心底恐れていたのであろう。実際、それに近い動きはあった。

3月5日午後、火災保険金請求市民大会が丸の内工業倶楽部で開かれた。会衆は横浜小田原からも馳せ参じ2,000名に達した。主催者の笠原委員長から前日内大臣府を経て陛下に請願書を奉ったこと、および枢密院の各議員に長文の嘆願書を送った旨の報告があり、各自熱弁を揮い決議文を可決した。

「枢密院は御詔勅の趣旨を奉戴し速に政府の解決案を通過せよ」

その後「十数旒の長旗をひるがへして二重橋前に押し出し両陛下の万歳を三唱次で赤坂東宮御所前に整列笠原委員長は御車寄せに向かひ請願の趣旨を厳肅に述べ両陛下の万歳を三唱して無事解散した」〔東日13.3.6〕。このとき顧問官との会談を拒絶されると「顧問官の私邸を訪問せよ」と押し出す騒ぎがあった〔大朝13.3.6〕。

この間にも前田農相に関してさまざまな批判や支持の声が飛び交った。『大阪朝日』[夕刊 13.3.5] は「循る因果の火保問題」と冷やかしている。

「前田農相は火保問題と心中した前農相の最期のほどを見てをりながら自分も亦同問題の渦中に飛込んで枢府の反対に逢い今や進むに進まれず退くに退かれず蜘蛛の巣へ引かかったトンボか蟬見たような具合になっている。前車の覆るを見て後車の戒という言葉もあるんだから大臣就任の当時声明した所信を枉げずに何処までも局外に立って被保険者と会社だけの問題にしておけば今日斯うした難儀はあるまいものをあれやこれやの手違いをやらかすものだから問題の方でそんなら一つ紛糾してやろうかってな事になる。農相が苦しんでいるのは自ら求めたお心からじやアあるけれどあまりに先が見えなさ過ぎる」。

政友会は「偶々屋外運動に脅かされた」挙句の「議会無視憲法破壊」と批難し [大朝 13.3.3]、貴族院幸無四派は「疑義が頗る多い」ので議会を待てと指摘した [大朝 13.3.2 夕]。研究会と政友本党は相変わらず内閣支持を表明した。前田農相は談話の中で、枢府の承諾を切望しつつ被保険者に脅かされた訳でないことを釈明した。

「吾々が被保険者に強要されて案を作った杯とは全く事実相違である彼等の運動が白熱した時各務君が偶々大阪から帰京し会社側の案を携へて来たので政府は予ねがね待っていたのであるから早速案を作ったに過ぎない被保険者の運動に依って出来上ったと云はれては遺憾至極である」 [大朝 13.3.4]。

ちなみに各務鎌吉は責任支出を「当然の帰結」といい、このやり方は政党内閣でなく「中間内閣」の特長であり [中外商業 13.3.7]、または「超然内閣」だからできた [萬朝報 13.3.7] と批評している。

5. 転進

(1) 方向転換

前田農相は、勅令案の正式な否決前に撤回し、剰余金の責任支出によって事態の打開を図ろうと考えた。しかし、大蔵省が反対した。大正 13 年度の剰余金には既に支出計画が決まっていたからである。勝田蔵相は剰余金の責任支出を「不可能ではないが頗る困難」と苦衷を吐露した [東日 13.3.6]。一方、前田農相は「要するにその解決は蔵相の肚一つにあり」と、下駄を蔵相に預けた [大朝 13.3.6]。

次第に方向が固まった。3月6日の臨時閣議では「腹蔵のない意見を吐露し」合った挙句、「此の場合緊急勅令案を撤回するより良案なかるべし」と意見一致した [大朝夕刊 13.3.7]。同日午後、政府は佐竹法制局長官に「非公式に」枢府へ撤回の旨を通告させた [大朝 13.3.7]¹⁰⁾。「問題は極めて簡単明瞭」で臨時議会を待てないという前田農相の談話がある [大朝 13.3.7]。

「吾々の行くべき先は極っている、それは只の一点である汽車で行くか船で行くかの相違に過

ぎない、従って若し汽車で行くことが阻められるなら船で行くより外致方がない、即ち公債による勅令案が不可なら政府は責任を以て財政上の処分をせねばならぬ。

乗りかかった船である。3月7日午前9時40分、清浦首相は赤坂東宮御所へ同候、摂政宮殿下へ拝謁して火保問題緊急勅令案撤回に関する件を上奏した。同日午前10時枢府精査委員会が開かれ、審議中止が決定された。一方、小橋内閣書記官長は次のように発表した。

「問題は罹災地の実情に鑑み之が解決は一日も猶予すべからざるものがあるが故に此際徒らに時局を紛糾せしめ時日を遷延するの不得策なるを認め政府は責任支出の方法に依り直に適當なる措置を講ぜんとするものである」[大朝夕刊 13.3.8]。

この措置にまたまた賛否両論が唱えられた。多くは、本案が田農相案と「大同小異」[東日 13.3.7]であり、臨時議会を待つべきと主張した。枢府と同様、緊急勅令をもって憲法第70条の適用を図るほど「公共の安全」が現に脅かされているのかと問われた[東日 13.3.7]。前田農相は開き直る。

「要するに特別議会まで待てるか待てないかの問題であって政府としては本問題は緊急必要な事項なりと考へている」[東日 13.3.7]。

大蔵省内でも責任支出には「種々批難の声」があがった。しかし、これまでも前田農相に譲歩し続けてきた勝田蔵相は、ここでも内閣の決定に従った。

「國務大臣は何も事務的の方面のみを見て国事をつかさどる訳には行かぬ時には政治的また社会的方面等多岐に亘り考慮を払ひたる上に政策を決定すべきものである」[東日 13.3.7]。

臨時議会における前内閣案への辛らつな批判、現内閣における大蔵省独自案の構想、それにも拘らず前内閣案と大同小異の案の実行、勝田蔵相の苦衷は現代の眼で見ても理解し得るが、彼は自らの感情を抑えて政治的決断を行った。

政府は、火保問題は終結に向ったと考え、自らの政策の実行に取り掛かると表明した。『大朝』[13.3.8]は「政府の手前味噌」と冷やかしかげ味に報じた。

「一部に多少批難する者もあるやうだが現在の状態においては寔に已むを得ぬものであると国民の多数は是認することと信ずる…今後は組閣当時に言明した主義政策の実行に専念することになった即ち行政財政の整理緊縮、農務省の独立、義務教育の年限延長、思想善導、普選問題等に関し既に実行の域にあるものは更に進捗を図り今後調査又は実行に着手するものは彼の火保案解決の如き決心を以て臨むことになっている」。

(2) 定款改正

政府方針が決まっても問題は山積していた。まず政府の「命令事項」を会社定款に記載しなければならない。そのためには各社が株主総会を開催し、定款改正の承認を得なければならない。株主会社は法定の期限（3週間）前に総会を開く旨を株主に通知し、株主総会を招致し、改正定

款案を附議し、「定款には新たに『政府納付金』の一章を設け納付金に関する細則を規定する筈」であった〔東日 13.3.8〕。

大正13年3月14日、海上ビル商会堂で火保協議会が開かれ、委員会作成の定款改正案を協議し、各社は4月10日までに株主総会を開いて定款改正を附議することに決した〔東日 13.3.15〕。「株主総会の目的たる事項」は以下の通り。

「一、大正12年9月の関東地方大震災により生じたる火災保険金問題の善後処置として政府より助成資金の交付を受け之れが解決を為すの件

二、政府助成資金の交付を受くるに付き必要なる定款変更を為すの件

（要項） 定款第 条の次に左の一章を加ふ（第一次変更案付記のこと）

政府との交渉上必要なる場合に於ては総会決議の趣旨に反せざる範囲に於て定款の修補変更を為すことを取締役に一任するの件

第一次変更の分

（第 章 政府納付金）

第A条 当社は政府より震災任意出捐助成金の交付を受くるに付ては助成費の交付に関する農商務大臣の命令書の定むる金額を納付金として政府に納付するものとす

第B条 納付金納付は利益配当其他の利益金処分に先ちてこれをなすものとす

第C条 当社は命令書の定むる期間毎事業年度に於て利益配当其他の利益金処分に先だち利益金中より命令書の定むる金額を納付準備金として積立つるものとす

納付準備金の総額は将来納付すべき納付金の総額を限度とす

納付準備金は損失を填補し又は納付金の不足額に充当する場合を除くの外◇を減少することを得ざるものとす

第D条 当社の利益金はその年の納付金を完納するに足らざるときはその不足額と逐次次年の納付金の年額にこれを合算しその合算額を以てその年の納付金の額と為すものとす

第E条 第A条の期間内に納付金の納付を完了せざるときはその納付を完了するに至る迄納付の期間を延長するものとす

第F条 当社は納付金の納付を完了するに至る迄は利益金の配当に付政府の承認を受くるものとす

第G条 当社は解散の場合に於ては合併に因る場合を除くの外当会社が存続し且将来各年に於て納付金を完納するに足るの利益金を有したりとせば其の各年に於て納付すべき納付金を年6分の利率に依り現価に換算し株主に対する残余財産の分配に先ちて一時に政府に納付するものとす

第H条 本章の規定と定款中の他の規定と抵触する場合に於ては先づ本章の規定を摘要するものとす」

4月上旬、各社の株主総会は無事終了して定款変更が承認された。どこか一社でも否決されておれば、もう一波乱か二波乱起きていたかも知れない。4月下旬、火保援助金総額は各社合計で6,300万円、納付年限は6年から50年とされた。援助額、納付額と年限等は各社別に決められた。交付手続が完了し、「ここにいよいよ昨年以來波瀾重畳変転極まりなかった火保問題も解決を告げるに到った」[中外商業 13.4.26]。

被保険者への支払方法も確定した。要項は以下の通り [中外商業 13.4.26]。

「一、支払期日 5月5日から開始6月30日まで。

一、支払通知 5月1日各社からそれぞれ通知すると同時に新聞広告を為す。

一、支払金額 5千円以下1割を基準として5千円以上1万円まで百分二増、1万5千円以上5分、倉庫保管貨物5分。」

被保険者は次の手続きを踏んで支払を受ける。

「一、印鑑証明書及び保険証券（継続契約の者はその領収証）と会社所定の領収書を契約会社に提出すること。

一、保険証券を焼失または紛失したものは損害証書を会社に提出すること。

一、保険証券に債権の裏書あるものは領収書に必ず被保険者と債権者との連印を為して提出すること。

なお、保険証券を焼失し、または紛失したものは調査の必要があるのでそれだけ支払ひ日が遅延することになる」。

(3) 呉越同舟

①東京海上の一割支払

年末に1割自力支払を決めていた東京海上は、問題の一段落を受けて3月早々に支払うことに決した。同社の罹災件数は2,300件、保険金額3,200万円、その1割相当額320万円であった。『中外商業』の連載「問題の会社」[13.3.20]がこのときの東京海上を取り上げている。

「東京海上火災保険会社は今度の火保見舞金支払問題に就て政府から1厘の援助も受けず自力で1割の支払を断行したので同業者から◇◇呼ばわりをされ同社の各務謙吉氏は保険協会を一人で騒ぎ廻はす暴君のやうに恨まれて居るが、何しろ実力が充実し資本主義的威力を充分に備へて居るから他の同業者が如何に口惜しがっても歯が立たない」。

同社の資本金3,000万円、明治11年創業以來蓄積した財産は今や「1億円の巨額」。これだけでも優に年15~16%の配当ができる。契約高は海上保険37億円、火災保険20億円、罹災契約高は3,200万円、火災保険全体の1.5%程度にすぎず、「全体から見れば真に九牛の一毛に過ぎない」。

「故に同社の各務専務は文句なしに1割の支払を決行した訳で、同氏は『広告料を払った積りなら320万円の見舞金は安いものだ』と云って居る、実際同氏の云ふ通り同社が見舞金の1割

支払を声明して以来今まで関西側の同業者に契約して居た大毛織会社大紡績会社等は続々契約を解除して東京海上に契約書をして居るから此の320万円の見舞金は同社から見れば安い広告料であったかも知れない」。

この記事は結論として次のようにいう。

「何れにするも今度の火保問題では火災保険を事業として手持の契約が少なく再保険に多く出して居た会社が貧乏籤を引き火災を兼業とし再保険を多く持って居た会社—東京海上のやうな会社が一番ウマク遣った訳である」。

大正12年度決算で東京海上は、関東大震災関連として火災保険320万円、海上保険600万円を支払った。再保回収分を引いて最終的に500万円程度の負担であったという。大正12年度の純益は400万円。前年度と同じ20%の配当は可能であったが、「他の苦境におちいった保険会社との関係をも考慮する処があったから」、前年の5%減、15%の配当となった〔中外商業13.4.2〕。

各務鎌吉は保険金騒動の渦中でリーダーの役を十分に果し、収束にこぎ付けた。評価はなかなか難しいが、少なくともこの騒動によって東京海上は些かも傷つかず、業界のガリバーとしての地歩を固めたことは確かであった。

②関西業者の腰砕け

当初から見舞金支払問題に対して消極的傍観的態度に終始した「所謂関西組」〔東日13.2.27〕は、大正12年末には渋々田案に乗ったが、年が改まり清浦内閣が発足するとまた非協力的となり、成り行きを觀望する態度に出た。2月25日に政府案ができ、関東各社が請願書に署名し始めたときにも関西6社…日本海上、大阪海上、神戸海上、朝日海上、京都火災、共同火災…は出京を見合わせた。勿論、彼らには言い分があった。政府案を飲めば「会社の将来に大なる支障を来す」と憂慮したのであり、その主な点が『東日』〔13.2.27〕に掲載されている。

「一、8千万円を援助基金として交付される筈であるが、これだけでは罹災額に対し約6分見当の援助にしかならぬ、したがって東京海上の如く自力出捐により、1割を支払ふ会社が出た位であるから、これに倣って1割を支払はんとすれば、4分見当を自力により出捐せねばならぬ

二、援助基金の利子4分は、甚だ会社側にとり苦痛である、2分利50年ならば辛うじて会社の營業に差支なくとも、4分利を毎年支払ふとすれば、会社の配当は激減する外ない

三、将来会社の任意解散の場合に、交付資金はどうするか、或は政府は解散を許可しない方針をとるかも知れないが、それでは營業の自由を阻害するものである

四、交付金は会社の債務でなくしたがって考課状に計上しない方針らしいが、それでは考課状に信賴することが出来なくなり、保険会社の對外信用を根底から覆へすものである

五、東京海上の如く罹災契約高少く、資産豊富なものは被保険者の信用益々昂まり、社礎

愈々強固となるに反し、罹災高多く、資産薄弱なるものは、政府からの援助金交付額少く、且つ被保険者の信用も低まるから、今後数年後には窮地に陥るであらう

六、資本収益を標準として納付金を決定するので株主のふところを直接窺らふ結果となるべく一方前内閣の如く保険料率値上げの黙契でもあれば格別然らざれば会社の苦痛が甚だ大である」。

言いつとして尤もではあったが、しかし、「また愚図る関西側」[東日 13.2.28]と世間によい印象を与えなかった。火保協会に促されて渋々と、しかも個々ばらばらに調印に応じた。それでもなお、枢府対政府の險悪なやり取りをみて上京をためらい、「関西火保は依然洞ヶ峠・調印だけして雲行きを觀望」[東日 13.3.2]と書かれた。最終的に屈服したから、もう少し毅然とした態度を取っていれば、火保全体のイメージダウンは緩和されていたであらう。

③中小会社の抵抗

前田案では1割支払は小口契約に対してのみで、大口契約には支払率逡減方式がとられた。一般に小口契約は中小会社に多く、一流会社には少なかった。また、回収を確実にするために、貸付高は契約高でなく資産高に応じて決められた。そのために、資産高が小さく小口契約の多い会社ほど苦しい状況に追い込まれた。

2月27日、火保協会では支払率が協議された。原案では5,000円以下に1割を支払う会社群と、1,000円または2,000円以下に1割を支払う会社群に分けられた。各社がどちらの部類に属するか、2月28日付各紙が予測したが、区分けは一致しない。この方式では、会社毎に打撃の程度が異なる上、被保険者も加入会社によって受取金額に大差が出る。なるべく平等にという名目は実務上困難となる。各社は定款変更までは協調を保ったが、「また茲に新しい問題」が現われ、「最後まで円満の解決を見ることは至難」となった[東日 13.3.16]。

『東京日日』[13.3.20]によると、支払率の問題について「一流会社と二流会社は端なくもまたまた紛糾を醸すに至り」、形勢不穏と見た各務は斡旋に乗り出した。3月19日に「いはゆる二流会社」8社の代表者を協会に招集し、一流会社と同一歩調を取る方策を種々研究した。会社の中には2,000円以下1割の支払すら困難で、同一歩調を取ることが「到底至難」の会社もあった。「今後の営業上よりすれば如何にもして一流会社と同様の方針によって支払ひを行はざるときは全く営業不振に陥るのみならず自滅の運命を迎へぬとも測られぬ故に」、この際何とか最善の方策を講ずるために、とりあえず「他の一流会社と同一支払を為す場合は幾何ほどの不足を生ずべきか、数字的研究を行ふことと」なった。

解決策は二つあった。一つは政府が「特にこれ等の会社に対して援助を厚くする」こと、もう一つは「一流会社が同業のよしみを以て援助する」ことであった。3月22日、協会代表者が松村局長に陳情したところ、局長は「御話の趣旨はこれを諒とするけれども政府としては最早これ以

上多くの援助金を交付する事が出来ない、会社側としてもこの際は政府にすぎるよりも同業者間において適当の措置を採る様に努められ度い」と答えた〔中外商業 13.3.23〕。3月25日、火保協会は総会を開き、「団体として当局との交渉はこれを以って打ち切り」、8社には「協会としても又他の有力会社としても、この際特別援助をなさないことに決定した」〔東日 13.3.26〕。『東京日日』〔13.3.27〕は「二流会社の意気込み・飽まで保険料率で争う」と題して中小会社の“意地”を伝えている。

「火保弱小会社はAクラスの23社から見離されたので、自由行動に出づることとなったが…これによって弱小会社たるの極印を押され、今後の営業政策に多大の支障を来たすは当然なれば、協調の上にて支払ひ結了後協定料率の引下げを要求し、即ち保険料率にもAクラスBクラスを設定し、これによって大会社に対抗せん意向であ〔る〕」。

④外国会社

外国会社は名目の如何に拘わらず支払を頑強に否定した。各務も交渉したが、頑なな姿勢は崩れなかった。2月下旬に農商務省は外国会社にでき得るかぎりの出捐を要請するとして、神戸に避難中の外国会社の代理店7社と折衝したが、交渉に応じなかった。外国会社の支払拒否は「利害関係」でなく「主義」によるからそれだけ姿勢は固かった〔東日 13.3.9〕。しかし、当局は諦めなかった。外国会社は同一条件での出捐はできないが、「兎に角出捐趣旨に添ふやう適當の手段を講ずるの処置に出づるであらう」と、政府は楽観していた。

確かに、3月上旬に外国会社の態度は変わった。「一年分の保険料を、契約期間の経過差別に拘らず一律に見舞金として支払ふ」というのである。これに要する金額は200万円で、「この程度の提供は、外国会社として余り痛痒を感じず、我政府から援助もし難きと共に、外国会社も援助を受ける必要なく、従って自力出捐たるべきは勿論である」。外国会社は一文も支払わないと、内国会社が出捐を理由に料率引上げを行うときに同調し難いことを考慮したらしい〔東日 13.3.13〕。

「元来火保会社は協定を棄てては、経営の至難なる事情にあり、外国会社が出捐は行はぬ代りに、料率は引上げぬとあっては、火保界の混乱を免れず、外国会社も主義は主義として、兎に角或る程度の出捐を行ひて今後の火保界協定も行はれることが、斯界全般の利益であることが内外会社の交渉をここまで導く主なる原因となっている」。

4月上旬に2社を除き外国会社は1年分の保険料の払戻に決した〔中外商業 13.4.2; 大朝 13.4.10〕。しかし、大正13年4月には「外国火保営業難」が報じられた。外国会社では5,000円以下の普通物件の引受は内国会社との「競走上殆ど不可能」で、工場等の大口特別物件の引受けを主としたが、「我が国の工場設備は未だ完備の域に達して居らず事故発生が多いので収支相償ふものは極めて少数者に限られて居る」。さらに「火保問題に関連して一般被保険者の感情を害した等の事があって営業が仕悪くなり内地割込の価値が外国火保当事者間にも大部疑はれて来た」。有力会社の

責任者は近く休暇で帰国するが、中には「多分帰任しないだらうといはれて居る」ものもいて、本国引上げを考慮中とも「取沙汰されて居る」[大朝 13.4.12]。

⑤火保株の暴落と銀行

7,000万円近い金が市中に出回り、金融市場への影響が懸念された。保険会社の経営の悪化が銀行に及ぼす影響も憂慮された¹¹⁾。当時、銀行経営者が保険会社を兼営することが多く、保険会社に6%で預金させて…保険会社の運用資産の47%は銀行預金…10%の利回りを稼いでいた。しかし、このたびの措置で保険会社の預金が減り、銀行は大損を被り、また保険会社の高率の配当も減少する見込みであった。「銀行の損害は身から出た錆」と決め付けられた [大朝 13.2.27]。

もう一つは、各保険会社の資産内容が悪化し、経営の将来が懸念されたため、株式市場で火保株が軒並み低落したことである。「其甚しいのは共同火災 25～26 円より 13 円に、東京火災 40 円より 19 円乃至 20 円に、自力支払の東京海上でさへ 134～135 円より 115 円に下落し其他の会社において半減又はそれ以下となった…火災保険会社の株式の下落と経営難は自然利害の共通する銀行にも打撃を与へることになる」と予想された [大朝 13.3.1]。

銀行は保険金騒動に密接な関係を有したが、その状況は必ずしも明示的でない。本シリーズ(2)の歯切れが悪かったのもそのためであるが、あらためて保険業と銀行業の関係について調査を進めたい。

Ⅲ. まとめ

清浦首相は、「火保問題は片着いた、自分は此政界の大きな癌を切開した程の名医であるが世間ではどうしたものか自分の評判が悪い」とのべ [大毎 13.3.9]、これに対して『萬朝報』[13.3.10]は「自惚れも是に至って甚だしきもの」と嘯み付いた。確かに「火保問題は片着いた」。しかし、その過程はドタバタ劇といえるほどに混乱と疑惑と論争に満ちていた。

憲政会副総裁ですぐ後に内閣を組織する若槻礼次郎のコメントがある。最も穏健で中庸を得た見方といえるのではないか。句読点は引用者による。

「火保問題は法律問題としては全然考慮の余地なきまでに明瞭であって被保険者は権利として保険金の支払ひを会社に要求することは出来ない。さりとて保険会社も被保険者の為に利益を得て居るから、法律上の権利を楯に取って冷淡な態度に出でてはいけぬ。そこで被保険者も自省し敢て過当の要求をなさないと同時に、保険会社も自から進んで被保険者の窮状救済の意味と且又震災復興とに思ひを致して応分の資金を抛出すべきである。而して国家も亦経済復興や帝都復興等の見地から多少の犠牲を払ふことは此際已むを得ない。斯くて政府保険会社及び被保険者の三者が協調して円満なる解決を為さねばならない。之れと同時に火災保険に加入し得なかつた罹災民の救済を閑却することは出来ないから、一般的に仮建築の資金なり商業資金

を国庫から提供して救済の途を講ずべきである」〔『東京日日』13.02.27〕。

現実にはこれと反対の経過を辿った。被保険者には法廷に訴える正当な権利があった。しかし、今でいうデモ隊を組織して首相官邸や火保協会・個別会社を襲って支払を強請した。保険会社は自ら問題解決に当るどころか、政府にさえしばしば誠意のなさを批判されながら、不承不承の態で問題に対した。その挙げ句、巨額の債務を背負わされた。政府は自らのミスにより問題を引き起こしたが、火の粉を消すどころか却って煽る結果となった。いかにも無理難題を解決するためにさまざまな術策を弄したあげく田農相は失敗し、前田農相は解決に成功した。しかし、解決とは名ばかりで、そのプロセスには余りに多くの問題があった。ともあれ、この解決のドタバタ劇こそ、そもそも問題になりえないことを問題にしてしまった火保協会と政府の下手際をよく示している。

大正13年3月15日、火保請求各区連合会は丸の内工業クラブに大会を開いた。大講堂は満員の盛況であった。定刻1時に笠原委員長が登壇経過を縷々報告した。

「諸君の御熱誠なる運動の結果兎も角も約1割方は諸君の手に入る事になった、われわれは最初、全額の支払ひ要求を旗印として1億8千万円の国庫補助を主張して来たのであるが会社の資産状態なり政府の財源状況をよく調べて見れば無理も云はれないので諸君にはあるひは不満であるかも知れないが充分御諒解のあらん事を望む」。

前代議士横山勝太郎は「委員長に質問あり」と、自席から「あの際の火災保険金は法理上立派に全額請求し得る権利がある、然るに其権利を放棄してタッタ1割で満足するとは何事であるか」叫んだ。この発言に満場総立ち。「ろくろく運動もしないで委員諸君の苦勞を知らぬか」と罵声を浴び、暴力沙汰に及び、横山は「命からがら」逃げ出した。こののち決議文を採択して午後4時に散会した〔中外商業 13.3.16〕。

- 「一、政府は火保問題解決の爲め8千万円の責任支出をなすことに決定せる以上は全部速かに之を提供して罹災被保険者に支払ふは勿論毫も此の目的以外に流用することを許さず
- 二、火災保険会社協会内の者は勿論協会外の者殊に動産保険会社並外国保険会社に対しても政府は嚴重なる監督権の作用により被保険者に対し同一率出捐をなさしむる様努力すべし
- 三、火災保険会社において此際凡て同一率の出捐をなさざるにおいては吾人はその会社に対し将来断乎たる制裁を加ふべし」

この様子を見ると、被保険者集団は意外に「相場」を弁えていたことが分かる。ここに保険金請求運動は終了した。6月7日午後3時、上野精養軒において「一夕の宴」が張られた。「市内14区会議長の発起」で運動の「功勞者の勞をねぎらうため」であった。『中外商業』〔13.6.8〕は次のように伝えた。

「集まるもの無慮1,500名まず神田区議長堀内氏が立って開会の挨拶と共に各区連合委員長笠原文太郎氏以下の尽力振りを縷々と述べた後感謝状を朗読し委員長以下理事実行委員等百余名

の分を一まとめにして笠原氏に贈るや破れんばかりの拍手がおこる…次いで笠原氏壇上に立って謝辞を述べた後商業会議所側の阿部氏農商務省の松村商務局長の挨拶があって式を終り芸妓の手踊などの余興があり6時散会した」。

震災勃発から9ヶ月をへて保険金騒動も漸く幕を閉じた。それと同時に世間はこの問題をきれいさっぱりと忘れ去った。しかし、大地震のたびに保険金問題が蒸し返された。一方、保険金訴訟は佳境を迎えようとしていた。地震保険国営問題は昭和戦後まで尾を引いた。そして火保業界の苦難はこれから始まることになっていた。

引用文献および注

- 1) 第8条「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ依リ帝国議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ヘキ勅令ヲ発ス 此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ」
- 2) 第70条「公共ノ安全ヲ保持スル為緊急ノ需要アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝国議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得 前項ノ場合ニ於テハ次ノ会期ニ於テ帝国議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス」
- 3) 濱尾新 [1849-1925]、兵庫県豊岡市出身、第二次松方内閣文部大臣。東京帝大総長。子爵。
- 4) 一木喜徳郎 [1867-1944]、静岡県掛川市出身、第二次大熊内閣文部大臣、内務大臣。宮内大臣。第16代枢密院議長。男爵。
- 5) 穂積陳重 [1855-1926]、愛媛県宇和島市出身、東京帝大教授、法学博士、男爵、貴族院議員、枢密院議長。英吉利法律学校（現中央大学）の創立者の一人。
- 6) 渋沢は「世の中はなかなかうまく行かぬ」と「痛感した」という [東日 13.3.1]。
- 7) 国務大臣は枢密院に議席を有したから、顧問官数名の賛成を得られれば緊急勅令案を通すことができた。『東日』[13.3.1]の票読みによると「今仮に政府側が最後は一名の多数でも兎も角も多数を以て強行しやうとする決心をした場合はどうかといへば皇族は別として枢密院の定員24名中一名の欠員があるから現在23名に採決の衝に当たる議長を除き副議長を加へて都合24名の数に対して、首相以下各大臣の数は11名であるから顧問官中より7名の賛成者を得れば賛成側は18名となり反対側は17名となつて一名の差で原案は通過する筈でありなほ伊東氏や九鬼男爵の如き近ごろ常に欠席勝ちの顧問官を今回も欠席するものと見れば政府側は或ひは結局4.5名の賛成者を得れば所期の目的を達することが出来るかも知れない」
- 8) 新聞は詳細に政府対枢府の論争を報道した。『大朝夕』[13.2.27]「火保緊急勅令に対する枢府反対の論拠・政府は如何に善処するか」；『国民夕』[13.3.1]「断じて反対する『府内の意見一致』と…某枢密顧問官語る」；『読売』[13.3.1]「純理に立脚して来い・妥協運動は真平・枢府側の態度強硬」；『中外商業』[13.3.5]「質問の内容・根本疑義、小口株主圧迫、法理矛盾…三顧問官の攻撃急」；『国民』[13.3.5]「痛烈を極めた質問戦・案の不条理を難詰する」；『都』[13.3.5]「火保解決案枢府精査委員会初会・憲法の疑義に関し質問続出」；『中外商業』[13.3.6]「質問応答内容」；『国民』[13.3.6]「追及愈よ急・きのふ第二回精査委員会」；『都』[13.3.6]「火保精査委員会」；『東京日日』[13.3.6]「若し撤回せずば再考を促す意味の上奏」

-
- 9) 「前内閣時代被保険者に対して当然受領し得るとの観念を与へたのに端を發し今日となつては民衆◇
[騒?] 動まで惹起して居る問題となり此儘にして置けば益運動が悪化する形勢にあるので解決を急ぐ
訳である」[読売 13, 2.29]。
 - 10) このとき「号外」が出た [東日 13.3.7]。「上奏手続 内閣では7日午前中火保案を枢密院より撤回する
の上奏手続を採ることとなった」
 - 11) 保険金騒動には“銀行黒幕説”があり、「火保支払問題勃発の一因は銀行が罹災動産、不動産担保貸付の
貸倒れを該担保品の保険金によって補填せん為に当局に向つて内々猛烈な運動を試みた事にも依ると
伝えられて居る」。